

常陸大宮市地域公共交通会議設置要綱

平成21年3月2日
訓令第7号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、常陸大宮市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員35名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 関東運輸局茨城運輸支局の指名する当該運輸支局職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及び関係団体
- (3) 社団法人茨城県バス協会
- (4) 茨城県ハイヤー・タクシー協会
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 市民又は公共交通システム利用者
- (7) 教育関係者
- (8) 道路管理者
- (9) 関係警察署
- (10) 商工観光推進に携わる者
- (11) 地域福祉推進に携わる者
- (12) 学識経験者
- (13) 市長又はその指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任をすることができる。ただし、特定の職により委嘱又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。

2 委員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選により選出するものとし、副会長は、会長が指名するものとする。

- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第 6 条 交通会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。
- 2 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催できない。
 - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の場合には議長が決定する。
 - 4 会長は、必要があると認められるときは、交通会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
 - 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(協議結果の取扱い)

- 第 7 条 関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(秘密保持)

- 第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(常陸大宮市地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

- 第 9 条 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、次の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(常陸大宮市地域公共交通に係るご相談又は通報窓口) 常陸大宮市総務部企画課 連絡先：TEL 0295-52-1111 FAX 0295-53-6010
--

(庶務)

- 第 10 条 交通会議の庶務は、総務部企画課において行う。

(委任)

- 第 11 条 この要綱に定めるもののほか交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮ってこれを定める。

附 則

この訓令は、平成 21 年 3 月 2 日から施行する。